

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
不祥事対策マニュアル

1 初期的対応・調査

- ・適切な調査体制の構築。事案に応じて外部専門家による調査も検討
- ・被害拡大防止措置、証拠保全、情報管理の徹底を実施する。
- ・客観的証拠の収集、及びヒヤリング等の調査を実施する。
- ・調査に基づき、社会常識や経験則に照らして合理的な事実認定をする。

不祥事が発生した後、速やかに適切な調査体制を、事案に応じて構築する必要がある。調査体制の構築の判断に当たっては同種事案を数多く扱っている専門家の意見を聞き、協会内部の不祥事である場合等、内部調査によってはその真実や原因の究明ができない場合に外部専門家や第三者委員会を利用した調査体制を構築する。また、不祥事が発覚した直後は加害者と被害者が接触しないような措置を取る等、被害拡大防止措置を行う。調査によって収集した証拠が散逸しない様証拠保全及び情報管理を徹底する。調査手法においては客観的証拠の収集及びヒヤリング等の調査を行う。客観的証拠の収集は、当事者による証拠隠滅がなされない様、早期に収拾・保全を行う。ヒヤリングは、当事者の限界の機会となるため、当事者へのヒヤリングは必ず行い、対象者の記憶が減退しないよう速やかに行う。その際には発言を誘導しないようオープンな質問を多用する。

調査の結果認定された事実は、処分を行う再の根拠としても用いられるため、社会常識や経験則に照らして合理的かつ具体的な事実認定をする。

2 関係者に対する処分

- ・適正手続きに則った処分を行う。
- ・事案に応じた適切な処分を行う。(悪質性、重大性、動機経緯を中心に他の同種事案との均衡なども考慮)

処分を行う際は、根拠となる処分規程の存在、処分規程の周知、処分事由の該当性及び処分内容の相当性を検討したうえで処分を受ける者に弁明の機会を与えるなど適正手続きに則り処分を行う。

また、行為の悪質性(複数人が関与する場合には関与の度合いも考慮する)、結果の重大性、行為に至る動機、経緯の酌量の余地の有無・程度を中心として、過去の同種処分の有無、反省の有無・程度、被害回復等の有無、行為者が未成年の場合にはその可塑性などを考慮し、処分基準や他の同種事案に対する処分との均衡も加味して処分を決する。

3 原因分析・再発防止策の策定

- ・不祥事が起きるに至った原因を正確に分析する。(不正のトライアングル)
- ・実効性のある再発防止策を策定する。

(コンプライアンス体制の構築・整備、規程類の整備、研修の実施等)

同種事案の再発を防ぐため、調査の結果明らかになった事実を踏まえて、不祥事が起きるに至った原因を正確に分析する。また、実効性のある再発防止策を策定し、それを周知徹底し、これを実践させ続けるため、短期的でなく、中長期的にみて再発防止策が徹底されているかの追跡調査を行う。

原因の分析及び再発防止策の策定を行う際は、動機、機会、正当化という3つのリスク要因がそろった場合に不祥事が生じるという「不正のトライアングル」の視点を持つ。具体的な再発防止策としては、一般にコンプライアンス体制の構築・整備、コンプライアンス規程類の整備、コンプライアンス研修等の実施、不正行為者への厳正な懲戒処分などを行う。コンプライアンス研修の内容としては、暴力行為やパワハラ・セクハラ、未成年者飲酒・喫煙、SNS、違法薬物、個人情報保護、ドーピング・八百長等の競技に係る不正行為、その他の違法行為などに関する内容の研修を行うことが考えられ、選手と指導者の立場に応じた研修を行う。

4 関係機関との連携・マスコミ等の対応

・対応窓口を一本化して情報を集約し、必要に応じてマスコミや捜査機関の対応を行う。マスコミ対応が求められる場合、説明に齟齬が生じることを防ぐため、対応窓口を一本化する。

また、特に重大な事案や世間の注目を集める事案においては、調査終了を待たずに、適切なタイミングで、その時点で判明している事実に基づいて対応を行う。

実際のマスコミ対応の場面では、事実関係や発覚の端緒から時系列、対応状況が整理されたポジションペーパーや想定問答集を準備し、正確な情報を提供する。不祥事を公表する場合には、個人を特定又は識別しうる情報の向表は必要最低限にする等して、公表される者のプライバシー、名誉に十分配慮する。

捜査機関による捜査が先行している場合、協会による独自の調査は、捜査の進捗に応じて捜査妨害とならないように進め、協会が犯罪行為に該当する不祥事を把握した場合には、捜査機関に通報し、自らが被害者であれば、告訴・被害届を提出する。

附則

このマニュアルは、令和4年7月24日制定し、同日より施行する。